

地球温暖化対策を推進するとともに、持続可能な脱炭素社会を構築するための

令和8年度

## 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金

### 申請の手引き～個人住宅編～



この申請の手引きは、本市内に居住している（または居住予定の）個人を対象としたものです。

令和8年度から開始した共同住宅を対象とした補助については、

「申請の手引き～共同住宅編～」をご覧ください。

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

令和8年4月17日 公開

令和8年4月24日 更新

## 目次

1. 背景	3
2. 令和7年度からの主な変更点	4
3. 申請から補助金の交付までの流れ	5
4. 補助金の対象となる方	6
5. 申請期間等について	6
6. 太陽光発電設備の施工・設置事業者について	7
7. 対象となる設備等の仕様、要件、補助金額について	7
8. 申請方法について	9
9. 交付申請及び設置完了届の提出書類	10
(1) 交付申請時の提出書類	10
(2) 設置完了時の提出書類	12
(3) 計画変更、または中止をした場合	15
(4) FITに該当する設備の確認について	15
(5) 設置後の設備等の管理・処分について	15
10. 対象となる設備等の仕様、要件について	16
11. よくある質問	18
12. 問い合わせ先	20

### 【川崎市太陽光発電設備等設置費補助金の手引きについて】

本手引きは、補助金の申請者及び委任を受けた事務手続者の方が、補助金の申請を円滑に進めることを目的として作成したものです。川崎市太陽光発電設備等設置費補助金の申請にあたっては、本手引きの他、「太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱」を確認の上、手続きを進めていただくようお願いいたします。

### 【最初に必ずご確認ください】



## 注意

次の項目に該当する場合、補助金の対象外となります！

- × 設置設備が中古品である
- × 交付決定通知書を受け取る前に次のことを行うと補助対象外
  - ・ 新築注文・既築 設備の設置工事を開始する
  - ・ 新築建売 建物の引渡しを受ける
- × PPA やリースなど、設備が申請者の購入したものではない
- × 容量が2 kW未満の設備である（太陽光発電設備のみ）
- × 太陽光発電設備を設置した事業者が、「太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録していない（太陽光発電設備のみ）
- × 太陽光発電設備と連系していない、または2 kW未満の太陽光と連携（蓄電池のみ）
- × 令和7年度以降に環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象製品として登録されていない（蓄電池のみ）

## 1. 背景

本市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域の再生可能エネルギーの導入・地産地消の促進に取り組んでいます。

脱炭素社会を実現するためには、市内への再生可能エネルギー導入スピードをこれまで以上に加速させることが必要となります。

本市は、市域のほとんどが市街化されている地域特性があることから、再生可能エネルギーの導入を進めるためには、土地開発等を要しない「建築物への太陽光発電設備の設置」が最も導入ポテンシャルがあります。

また、太陽光発電設備は環境への貢献のほか、災害時の防災力強化や電気代の削減への寄与など、様々なメリットがあります。

そのような背景を踏まえ、太陽光発電設備等を普及させ、再生可能エネルギーの導入・地産地消を促進するため、設備導入を支援する「太陽光発電設備等設置費補助金制度」を創設しました。

### 太陽光発電に関する用語解説

#### ○FIT(Feed-in Tariff)

FITとは、電力会社が再生可能エネルギーを固定価格で買い取ることを国が約束する制度のことをいいます。この制度では、住宅用太陽光発電設備で発電した電気であれば10年間にわたって一定の価格で電力会社が買い取ることを定めています。

#### ○PPA

PPAとは、(Power Purchase Agreement:電力販売契約)の略称で、発電事業者が住宅の敷地内に事業者自身が所有・維持管理する設備を設置し、発電した電気を住宅に供給する仕組みです。一般的に住民は使用した電気量に応じてサービス料を支払うことで、設備購入費などの初期費用を抑えて設置することができます。

#### ○リース

リース事業者が住宅の敷地内に設備を設置し、維持管理を行う代わりに、住民がリース事業者から定額のリース料金を支払う仕組みです。リース料金を支払うことで、設備購入費などの初期費用を抑えて設置することができます。

#### ○ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称でZEH(ゼッチ)といいます。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことをいいます。

## 2. 令和7年度からの主な変更点

### (1) 共同住宅にも補助対象を拡大

従来補助対象であった個人だけでなく、本市に所在する共同住宅の管理組合、共同住宅の所有者等の太陽光発電設備及び蓄電池の導入経費の一部を補助します。

※「川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金」（川崎市 EV 用充電インフラ補助金）との同時申請が条件です。

※詳細は『申請の手引き～共同住宅編～』を参照してください。

### (2) 設置工事完了または引渡しの期限を新たに設定

以下の要件を新たに追加します。

ア 既築 **令和9年1月31日までに設備設置工事が完了すること**

イ 新築注文・新築建売 **令和9年1月31日までに住宅引渡し\*が完了すること**

※共同住宅の管理組合等の場合は設備設置工事完了

### (3) 蓄電池の要件の一部変更

**令和7年度以降**に環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」において補助対象製品として登録されていることを要件とします（従来は登録年度の要件なし）。

詳しくは、下記URLから登録製品一覧をご確認ください。

（登録製品一覧に関するURL）<https://zehweb.jp/registration/battery/>

### (4) 補助対象設備ごとの予算配分

申請の受付にあたって、**補助対象設備ごとに設けていた予算配分を撤廃**します。

申請額の総額が予算額に至った場合、申請の受付を終了します。

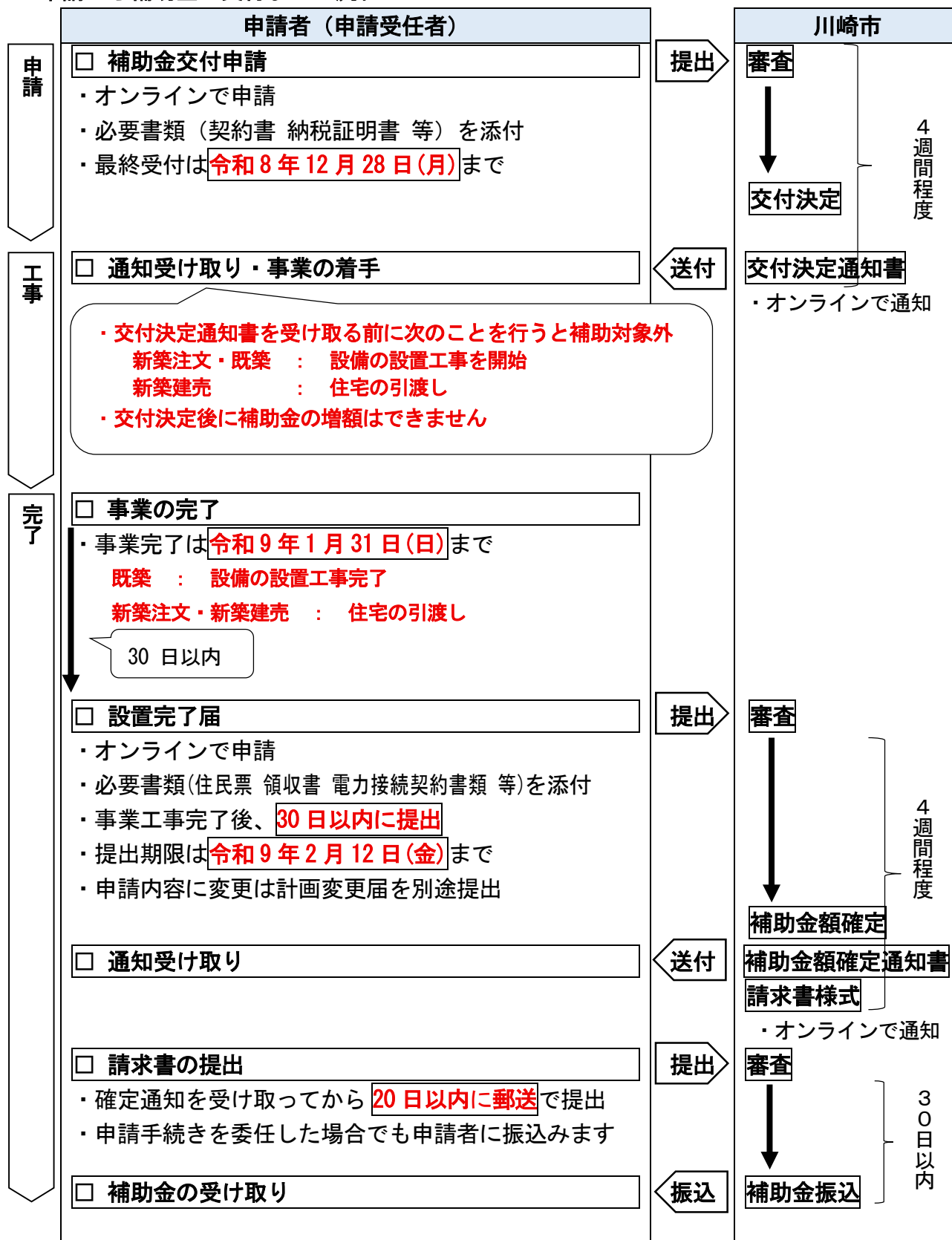
項目	令和7年度	項目	令和8年度
太陽光発電設備	224 百万円	太陽光発電設備	720 百万円
蓄電池	541 百万円	蓄電池	
ZEH 等	35 百万円	ZEH 等	

### (5) 請求書の提出期限等の変更

提出期限について、**交付額確定通知日から20日以内**に郵送してください（従来は一律3月上旬）。

また、従来必要としていた**請求書への押印は不要**とします。

### 3. 申請から補助金の交付までの流れ



※申請書類に不備がある場合、申請の差戻しを行います。

※提出いただいた書類の内容に応じて、審査に時間がかかる場合があります。

※申請受任者が手続きを行う場合は、交付決定通知書・補助金額確定通知書は事務手続者を通じ て送付しますので、事務手続者から申請者に渡してください。

#### 4. 補助金の対象となる方

本市内に居住（または居住予定）の個人

新築（建売／注文）・既築いずれも可。

共同住宅は申請者の専有部分に用いる場合に限りです。

※本市に所在する共同住宅の管理組合、共同住宅の所有者等を対象にした補助については、『申請の手引き～共同住宅編～』参照（「川崎市 EV 用充電インフラ補助金」との同時申請が条件）

#### 5. 申請期間等について

(1) 交付申請書の提出期間：**令和8年4月24日（金）～令和8年12月28日（月）**

- ・ 予算状況で早期終了の可能性があります。
- ・ 同一年度内に1度しか申請できません。
- ・ 交付決定通知書を受け取る前に着手したものは補助対象外です。

（着手日の定義）

太陽光発電設備 蓄電池	新築注文	補助対象設備の設置工事着工日
	既築	
	新築建売	住宅の引渡し日
ZEH等	新築注文	当該住宅の工事着工日 （基礎工事は着工可）
	新築建売	住宅の引渡し日

※住宅の引渡し後に設置工事を行う場合は、本補助制度において「既築」に該当します。

(2) 工事完了または引渡し日（＝事業完了日）の期限：**令和9年1月31日（日）まで**

（事業完了日の定義）

既築	<b>設備設置工事完了日</b>
新築注文	<b>住宅の引渡し日</b>
新築建売	

(3) 設置完了届の提出期限：**上記の事業完了日から起算して30日以内**  
**または令和9年2月12日（金）のいずれか早い日まで**

(4) 請求書の提出：**交付額確定通知日から20日以内**

※期限内に必要な書類が提出されない場合、補助金は交付できません。

## 6. 太陽光発電設備の施工・設置事業者について

太陽光発電設備の補助を受ける場合に補助対象となるのは、「**太陽光発電設備普及事業者登録制度**」に登録されている事業者が設備を販売・施工・設置した設備に限ります。交付申請時に事業者の登録がなくても、**設置完了届の提出までに登録していれば補助対象**となります（登録がないと補助金をお支払いできません）。

登録された事業者は次のHPから確認できます。

URL : <https://kawasaki-taiyoukou.jp/meister>

要件詳細は、P16～17に掲載しています。事前にご確認ください。

## 7. 対象となる設備等の仕様、要件、補助金額について

No	項目	補助単価（補助割合）	限度額	仕様・要件等
1-1	太陽光発電設備 (FITを適用しないもの)	7万円/kW (設置費用の1/2)	28万円/件	「太陽光発電設備普及事業者登録制度」の登録事業者が施工・設置した設備が対象となります。 出力が2kW以上50kW未満の設備が対象となります。
1-2	太陽光発電設備 (FITを適用するもの)	4万円/件（定額）	4万円/件	「太陽光発電設備普及事業者登録制度」の登録事業者が施工・設置した設備が対象となります。 出力が2kW以上の設備が対象となります。
2-1	蓄電池 (新たに設置するFITを適用しない太陽光発電設備と連系するもの)	10万円/kWh (設置費用の1/2)	70万円/件	太陽光発電設備(2kW以上)と連系する必要があります。 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の、補助対象製品として、令和7年度以降に設置完了届提出までに登録されている製品が対象となります。
2-2	蓄電池 (新たに設置するFITを適用した太陽光発電設備と連系するもの、またはすでに設置済みの設備と連系するもの)	10万円/kWh (設置費用の1/2)	30万円/件	
3-1	ZEH / ZEH Oriented	25万円/戸（定額）	25万円/戸	国等のZEH補助金と併用できません。 環境省と国土交通省が連携して実施する「みらいエコ住宅支援事業」において取り扱う「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向型の住宅(GX志向型住宅)」も本区分に含まれます。
3-2	ZEH+	40万円/戸（定額）	40万円/戸	

- ・設備の本体購入費や工事費用のうち、**消費税額を除いた額が補助対象経費**となります。
- ・国や県の補助金を併用する場合、設備の本体購入費や工事費用（消費税額を除いた額）から、**国や県の補助金額を控除した額を補助対象経費**とします。
- ・PPAやリースなど申請者が購入したものでない設備を設置する場合は補助対象外です。
- ・設備の本体購入費や工事費用が補助金額を下回る場合などは、それを踏まえた補助金額となります。（不明な場合は御相談ください。）

### 補助金額の算出方法

太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）と蓄電池については、次の3つの数値を算出して比較し、最も低い額が補助金額となります。

①補助単価（太陽光：7万円、蓄電池：10万円）に設備出力・容量を乗じて得た額

②購入・設置費用に1/2を乗じて得た額

③限度額（太陽光：28万円、蓄電池70万円）

#### 【補助金額の算出例】太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）の算出をするとき

「太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）」（出力3.0kW、設置費用90万円）

①  $7\text{万円}/\text{kW} \times 3.0\text{kW} = 21\text{万円}$

②  $90\text{万円} \times 1/2 = 45\text{万円}$

③ 28万円

費用が  
変わると

出力が  
変わると

「太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）」（出力3.0kW、設置費用30万円）

①  $7\text{万円}/\text{kW} \times 3.0\text{kW} = 21\text{万円}$

②  $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$

③ 28万円

「太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）」（出力5.0kW、設置費用150万円）

①  $7\text{万円}/\text{kW} \times 5.0\text{kW} = 35\text{万円}$

②  $150\text{万円} \times 1/2 = 75\text{万円}$

③ 28万円

#### ●国・県などの補助金を併用したときの購入・設置費用について

国や県など、別の補助金も併用する場合、購入・設置費用（消費税額を除いた額）から国や県などの補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

（例）蓄電池の購入・設置費用が200万円で、県補助を20万円受け取るとき

$$200\text{万円} - 20\text{万円} = 180\text{万円}$$

この場合、補助率1/2の額は「180万円×1/2」で90万円となります。

※本市の補助金の交付申請後に他の補助金の申請を行った場合は、本市における補助金額が当初の交付決定額から変更になる可能性があります。

交付決定額から変更となる場合は、計画変更届（第5号様式）を提出してください。（P15参照）

## 8. 申請方法について

### (1) 交付申請及び設置完了届の提出

申請を行うには、次の「①オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) ポータルサイト」で利用者登録後、ログインを行ってください。個人向け手続き、事業者向け手続きのどちらからでも入力フォームの検索が可能です（検索ワードは「太陽光発電設備等設置費補助金」で検索できます）。

操作方法については、「②オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) 利用マニュアル」を確認してください。

書類の不備等による申請の差戻しの連絡は、オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) の自動送信メールによって、利用者IDとして登録したメールアドレス宛てに送信されます。

**原則、差戻しの電話連絡は行いませんので、利用者IDとして登録したメールは頻繁にチェックいただくようお願いします。**

#### ①オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) ポータルサイト

URL:<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

#### ②オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) 利用マニュアル

URL:<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

### (2) 事務手続きの委任について

本人または委任を受けた事業者からの申請が可能です。

#### ※注意

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に特段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

### (3) 請求書の提出先

補助金の振込先口座をご記入いただく請求書は、以下の提出先に郵送してください。

提出先 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
環境局脱炭素戦略推進室『たいせつ補助金』担当 宛て

## 9. 交付申請及び設置完了届の提出書類

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）へ、必要事項の入力及び書類をアップロードしてください。

1ファイルあたりの容量は、原則として2MB以下とし、PDFファイルで提出してください。



**作成した書類一式の電子ファイルは、必ず保管してください（書類の内容について電話等で確認させて頂く場合があります。）**




このアイコンの書類は、市のホームページから所定の様式をダウンロード・記載したうえでアップロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000185300.html>


### （1）交付申請時の提出書類


チェック	提出書類	対象者・注意点など
<input type="checkbox"/> 必須	1. 交付申請書（第1号様式） （オンラインフォームへ入力）	・申請者や補助対象設備に関する事項を入力
<input type="checkbox"/> 必須	2. 補助金算定表 （Excel形式でアップロード） 	・補助金額を算定するためのエクセルファイル ・エクセルに必要事項を入力し、算定結果はオンラインフォームへ入力してください。
<input type="checkbox"/> 該当者のみ	3. 所有者の同意書（第2号様式） （PDF形式でアップロード） 	・補助対象設備等を設置する住宅の所有者と申請者が異なる場合又は共有者がいる場合、所有者全員の氏名・住所を記入し、設備設置について同意を得ていることを示してください。
<input type="checkbox"/> 必須	4. 最新の「市民税・県民税・森林環境税の納税証明書」の写し （PDF形式でアップロード）	・各市税事務所・市税分室、各区役所市税証明発行コーナーにて、最新の「市民税・県民税・森林環境税の納税証明書」を取得してください。 ・提出時に取得できる最新のもの ・非課税の場合は非課税証明書を提出 市税の証明書などの窓口申請について <a href="https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000168269.html">https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000168269.html</a> ・よくある不備 × 課税額証明書 × 国税（所得税等）の納税証明書
<input type="checkbox"/> ①または② のいずれか 必須  ③は該当者の のみ	5. 現況カラー写真 （PDF形式でアップロード）	・3ヶ月以内、昼光で鮮明に撮影したもの ・完了届提出時に同じアングルから撮った写真が必要です ・太陽光パネル設置前の屋根の写真不要（設置完了届時に必要） ・よくある不備 × 夜間、低画質等不鮮明の写真 × ストリートビュー等インターネット上の写真
	①建築場所の現状	・新築注文の場合のみ ・建設場所の土地の写真等
	②家全体	・新築建売・既築の場合のみ ・複数の建物が写りこむ場合どの住宅か分かるよう枠で明示
	③蓄電池の設置予定場所	・既築で蓄電池補助を申請する場合のみ ・設置予定場所が複数ある場合は、複数の場所の写真を提出

<input type="checkbox"/> 必須	6. 契約書のコピー (工事請負契約書・売買契約書等) (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備等の設置に関する契約書(請書も可)の写し</li> <li>・<b>補助金申請者と契約者の名義は同一</b>であること</li> <li>・<b>補助対象設備に対する費用であることが明記</b>されていること(記載がない場合は内訳書を添付)</li> <li>・収入印紙が貼付され、割り印が施されていること</li> <li>・電子契約書の場合、電子契約締結証明書等の本人同士が当該契約を交わしたことを証する資料も併せて提出</li> </ul>
<input type="checkbox"/> ZEH、ZEH Oriented、ZEH+申請時のみ	7. 「ZEH」等であることを誓約する資料 (PDF形式でアップロード) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等設置費補助金に関するZEH等工事实施誓約書</li> </ul> <p>※完了届提出時に、BELS評価書(ZEHマークが表示されZEH等の性能を有することを示すもの)の提出が必要です。(P13参照)</p>
<input type="checkbox"/> すでに設置済みの太陽光発電設備と連系する蓄電池の申請時のみ	8. 太陽光発電設備の設置を証する書類 (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>売電検針票</b>等、売電実績が表示された書類や画面のコピー</li> <li>・申請者氏名・住所・太陽光発電設備の発電出力が確認できる書類</li> <li>・交付申請日から遡って3か月以内の実績が記載されたものを提出してください</li> </ul> <p>・補助金申請者と契約者の名義は同一であること。          ※同居の親族等が電力の契約名義となっているなど、補助金の申請者と電力契約の名義が異なる場合、生計を一にしていることを確認するため、設置完了届時に世帯分の住民票の写しの提出が必要</p>
共同住宅(申請者の専有部分に用いる設備に限る)の場合(上記必要書類に追加して提出)		
<input type="checkbox"/> 該当者のみ	9. 管理組合総会の決議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅を管理組合が管理している場合、対象設備の設置に関する管理組合総会の決議書を提出。</li> </ul>

●MEMO

(2) 設置完了時の提出書類

チェック	提出書類	対象者・注意点など
□必須	1. 設置完了届 (第7号様式) (オンラインフォームに入力)	・申請者や補助対象設備に関する事項を入力
□必須	2. 補助金算定表 (Excel形式でアップロード) 	・補助金額を算定するためのエクセルファイル ・エクセルに必要事項を入力し、算定結果はオンラインフォームへ入力してください。
□必須	3. 領収書等のコピー (PDF形式でアップロード)	・申請者が対象設備等の費用を支払ったことがわかるもの ・宛名は補助金申請者と同一であること ・但し書きにより対象設備に対する費用であることが明記されていること (記載がない場合は内訳書を添付すること) ・収入印紙が貼付され、割り印が施されていること 電子領収書の場合、その旨を領収書中に記載されていること ・ローンによる支払いの場合は、その契約書・申込書の写しを併せて添付 ・領収書に記載されている金額を構成する各費用は「補助金算定表」に記載してください (記載額の合計が領収書に記載の額 (税抜) と一致)。
□ ①は新築注文の場合のみ  ②は太陽光発電設備の場合のみ  ③は蓄電池の場合のみ  ④はZEH+の場合のみ	4. 設置完了後の現況カラー写真 (PDF形式でアップロード)	・昼光で鮮明に撮影したもの ・交付申請時に設置前の写真を提出している場合は、同じアングルで撮影してください。 ・よくある不備 × 夜間、低画質等不鮮明の写真
	①家全体	・新築注文の場合のみ
	②設置された太陽光パネル	・設置後の写真 (屋根面の写真) ・既築の場合は、太陽光パネル及び架台の設置前の写真も提出してください (設置前と設置後で同じ画角)。
	③蓄電池	・設備の全体像を写した写真 ・設置予定場所写真と異なる場所に設置した場合は、設置前後の写真を提出
	④ZEH+の追加要件設備	次の設備を設置した場合、その設備の全体像の写真及び、メーカー、型番等の機器情報が記載されたラベル写真 ・初期実効容量5kWh以上の蓄電システム ・おひさまエコキュート (おひさまエコキュートと同様の機能を有するものを含む) ・EV充電設備 ・太陽熱利用システム ・PVTシステム ・HEMS (住宅全体の発電・売電・消費状況がわかる起動中のモニター写真も提出)

<p>□ ①または②は太陽光発電設備の場合のみ</p> <p>③は蓄電池のみ設置の場合</p>	<p>5. 接続契約を申し込んでいることが確認できる書類のコピー (PDF形式でアップロード)</p> <p>①太陽光発電設備 (FITを適用するもの)</p> <p>②太陽光発電設備 (FITを適用しないもの)</p> <p>③蓄電池の設置のみ (太陽光発電設備は既設)</p>	<p>・FIT適用の有無により、提出書類が異なります。</p> <p>・「(受給または発調) 低圧申込内容照会web申込システム」とは電気工事店が送配電事業者に行う接続契約申込の内容に関する画面を指します。</p> <p>・記載された情報が申請内容(氏名や住所等)と合致していること</p> <p>・申込内容照会Web申込システム画面の全てのページを提出してください。</p> <p>・「受給・低圧申込内容照会web申込システム」画面</p> <p>・「発調・低圧申込内容照会web申込システム」画面</p> <p>・上記①または②のいずれか</p>
<p>□ ①は太陽光発電設備の場合のみ</p> <p>②は蓄電池の場合のみ</p>	<p>6. 太陽光パネルの出力対比表・蓄電池の保証書・出荷証明書のコピー (PDF形式でアップロード)</p> <p>①太陽光パネルの出力対比表</p> <p>②蓄電池の保証書または出荷証明書のコピー</p>	<p>・補助を受ける設備について提出してください。</p> <p>・申請者本人の情報(氏名や住所など)が記載されていて、補助申請内容と合致しているものがが必要です。</p> <p>・太陽光発電設備を設置する申請をした場合のみ</p> <p>・メーカーが発行したものまたはモジュールのバーコードラベルを添付したもの</p> <p>・以下の①～⑤全ての内容が確認できる書類を提出してください。</p> <p>①申請者名、②メーカー名、③モジュール型式、④1枚あたりの公称最大出力、⑤作成日</p> <p>・蓄電池を設置する申請をした場合のみ</p> <p>・以下の①～⑥全ての内容が確認できる、メーカーが発行した書類を提出してください。</p> <p>①申請者名、②設置場所、③設置日(保証開始日・出荷日でも可)、④メーカー名、⑤製品型番、⑥製造番号</p> <p>・保証書または出荷証明書のいずれか一方では①～⑥の内容が確認できない場合両方の書類を一つのファイルにまとめて提出</p> <p>・いずれの書類にも製造番号等の記載がない場合は、その他の書類(蓄電池のラベルの写真等)を提出</p>
<p>□ ZEH、ZEH Oriented、ZEH+、の場合のみ</p>	<p>7. ZEH等に関する資料 (PDF形式でアップロード)</p> <p>①BELS評価書</p> <p>②太陽光発電設備等設置費補助金に関するZEH等工事完了証明書 </p>	<p>次の2つの資料を提出することが必要。</p> <p>ZEHマークが表示され、ZEH等の性能を有することを示すもの</p> <p>市のホームページからExcel形式のファイルをダウンロード後、必要項目を入力して提出してください。</p>
<p>□ 必須</p>	<p>8. 住民票の写し (PDF形式でアップロード)</p>	<p>・申請者分のみ</p> <p>・マイナンバーが記載されている住民票は使用できません。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現住所の根拠資料とするため、設備の設置場所と同じ住所の住民票の写しを提出してください。</li> <li>・ 設置完了届提出日から遡って、3か月以内に取得したものを提出してください。</li> </ul> <p>※電力受給契約の名義が申請者と異なる場合などには、申請者分のみならず、世帯分の写しを提出</p>
□ 該当者のみ	9. 太陽光発電設備普及事業者登録制度の登録事業者が設置したことを証する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備普及事業者登録制度の登録事業者と交わした工事請負契約の写し等</li> <li>・ 申請者本人の情報（氏名や住所など）が記載されていて、補助申請内容と合致しているものがが必要です。</li> </ul> <p>※申請者と補助対象設備等の設置に関する契約を締結した太陽光発電設備普及事業者登録制度の未登録事業者が、登録事業者に設置を請け負わせるときにのみ必要</p>

※設置事業者は、設置完了届の提出までには太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録している必要があります（登録がないと補助金をお支払いできません）。円滑に登録の手続きをしていただくようお願いします。

(3) 計画変更、または中止をした場合

オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) に、必要事項を入力の上申請してください。

ア 計画変更

補助金の交付決定後に、太陽光発電設備や蓄電池の容量の変更等により補助金額が減額となる場合は、計画変更届を提出してください。ただし、以下の事項は変更できません。

**変更ができない事項**

・申請者 ・補助対象設備等の追加 ・設置場所 (住所) ・補助金額の増額

**※FITを適用する／適用しないを間違えて申請した場合であっても補助金額の増額はできませんので、十分ご確認の上申請をお願いします。**

イ 計画中止

補助金の交付決定後に、工事等を取り止めるとき、または補助金の申請手続きを中止するときは、速やかに計画中止届を提出してください。

(4) FITに該当する設備の確認について

市では、太陽光発電設備 (FIT を適用しないもの) に関する補助金について、補助金のお支払い後、設置された設備の FIT 認定の有無を定期的に確認します。申請内容と異なり FIT 認定を受けている場合は補助金を返還していただきますので、手続きにお間違えのないようお願いいたします。

(5) 設置後の設備等の管理・処分について

ア 設備等の管理義務について

補助金の交付を受けた方は、設備等を法定耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間) の間、善良なる管理者の注意をもって管理し、お住まいの住宅において使用してください。

イ 設備等を処分する場合について

補助金の交付を受けた方は、法定耐用年数の期間内に設備等を処分する場合は、処分前に処分承認申請書 (第9号様式) を提出してください。

ウ 補助金の返還について

補助金の交付を受けた方が、表3の設備等を処分した場合、または交付要綱に違反した場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求する場合があります。

## 10. 対象となる設備等の仕様、要件について

補助対象設備等の仕様及び要件の詳細は以下の通りです。これらの仕様、要件を満たさないものは、補助の対象となりません。

PPA やリースなど申請者が購入したものでない場合は補助対象外です。また、補助金額を下回る場合などは所要額を踏まえた補助金額となります。(不明な場合は御相談ください。)

### (設備等の仕様・要件)

機器等	仕様・要件
全般 (注意事項)	<p>①設置する設備は、商用化されて、設置実績があるものであること。また、申請者が購入したものであり、中古設備ではないこと。</p> <p>②太陽光発電設備は、設置完了届の提出までに「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録された登録事業者によって設置されたものであること。</p>
(1) 太陽光発電設備 【FIT を適用するもの】	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 原則として、申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする親族が電気事業者と電力受給契約（低電圧配線と逆潮流ありで連系）を結ぶこと。</p> <p>イ 2kW 以上の住宅用太陽光発電設備であること。</p>
(2) 太陽光発電設備 【FIT を適用しないもの】	<p>「(1) 太陽光発電設備【FIT を適用するもの】」のア・イに加えて、次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 出力が50kW 未満であること。</p> <p>イ FIT の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。</p> <p>オ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備等により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと（ただし、ZEH (ZEH Oriented 含む) ・ZEH+と併せて第9条に規定する交付申請を行う設備は除く）。</p>
(3) 蓄電池 【FIT を適用して同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 原則として2kW 以上の太陽光発電設備と連系して発電した電気を蓄電するもので平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>イ 交付申請日の属する年度の前年度以降に、環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」において、補助対象製品として登録されていること。</p> <p>ウ 同時期に設置されるFIT 認定を取得した太陽光発電設備、または、すでに設置されている太陽光発電設備と連系する設備であること。</p>
(4) 蓄電池 【FIT を適用せずに同時に設置する太陽光発電設備と連系するもの】	<p>「(3) 蓄電池【FIT を適用して同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】」のア・イに加えて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 同時期に設置されるFIT 認定を取得しない太陽光発電設備と連系する設備であること。</p>
(5) ZEH 設備	<p>次の要件を全て満たす ZEH であって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 平成28年省エネルギー基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率 (UA 値) が0.6 W/m<sup>2</sup>K 以下であること。</p> <p>イ 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率 (ηAC 値) が2.8 以下であること。</p> <p>ウ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>エ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>オ 二世帯住宅に該当し、各々の世帯で申請する場合は、当該建物について区分登記がなされていること。</p>

<p>(6) ZEH+設備</p>	<p>(5) のウを除く要件に加えて、次の要件を全て満たすものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。</p> <p>イ 外皮性能について断熱等性能等級6以上 であること。</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)の2要素のうち1つ以上を満たすこと。</p> <p>(ア) 再生可能エネルギーの自家消費拡大措置</p> <p>    a 初期実効容量5kWh以上の蓄電システム</p> <p>    b おひさまエコキュート（おひさまエコキュートと同様の機能を有するものを含む）</p> <p>    c EV充電設備</p> <p>    d 太陽熱利用システム</p> <p>    e PVTシステム</p> <p>(イ) 高度エネルギーマネジメント</p> <p>    HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。</p>
<p>(7) ZEH Oriented 設備</p>	<p>(5) のエを除く要件を満たし、都市部狭小地（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域等であって敷地面積が<sup>1</sup>85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。）に建築されるものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p>

## 11. よくある質問

### (1) 補助金について

No.	質問	回答
1	申請時点で、すでに設置した設備等についても補助金の対象となるか。	・すでに設置している設備は補助対象外となりますので、申請いただいても受け付けることはできません。
2	過去（令和5年度以前）に「川崎市スマートハウス補助金」を申請して太陽光発電設備を設置した。令和8年度、追加で設備を設置する場合、補助金を申請することはできるか。	・申請できます。
3	過去（令和6年度以降）本補助金を申請して太陽光発電設備（FITを適用しない）を設置した。令和8年度、追加で太陽光発電設備（FITを適用しない）を設置するとき補助金を申請することはできるか。	・申請できますが、補助上限額は減少します。 （例）過去の補助額が14万円だった場合 令和8年度の上限額は 28万円（限度額）－14万円＝14万円 なお、蓄電池についても同様の取り扱いとなります。
4	太陽光発電設備で発電した電力は売電できるか。	・FIT制度を適用して売電する場合と、FIT制度を適用しないで売電する場合いずれも補助対象となります。 ・ <b><u>FITを適用する／適用しない場合で補助金額が異なります。また、交付決定後の補助金額の増額はできませんので、ご注意ください。</u></b>
5	国や神奈川県補助金と併用できるか。	・併用できます。ただし、国や県の補助金を併用する場合、設備の本体購入費や工事費用（消費税額を除いた額）から、国や県の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。
6	申請手続きを委任した場合の補助金の振込先は。	・申請手続きを委任した場合であっても、補助金の振込先は申請者本人に限ります。
7	申請手続きを委任しているが、請求書は誰から郵送するのか。	・申請者、事務手続き者のどちらから郵送いただいても構いません。

### (2) 交付申請について

No.	質問	回答
1	太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録していない事業者に設備を設置する場合、補助対象となるか。	・設置事業者は、設置完了届の提出までには太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録する必要があります（登録がないと補助金をお支払いできません）。
2	設置する設備について、メーカーが限定されることはあるか。	・蓄電池については、対象製品が限定されます。環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として <b>令和7年度以降</b> に登録されている製品が補助対象となります。詳しくは、下記URLから登録製品一覧をご確認ください。 （登録製品一覧に関するURL） <a href="https://zehweb.jp/registration/battery/">https://zehweb.jp/registration/battery/</a>

3	<p>オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）への「手続き事業者情報」の項目はどんなことを入力すればいいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人情報や営業所情報、担当者情報（電話番号など）を入力してください。</li> <li>・担当者は、日中に連絡がつく方（事務担当者など）としてください。外出を頻繁にされる方（営業担当者など）の場合、至急の連絡に支障をきたす場合があります。</li> <li>・連絡先は可能な限り固定電話としてください。携帯電話の場合、電話に出ていただけず、支障をきたすケースが多く発生しています。</li> </ul>
4	<p>申請内容の修正に関する連絡は電話でもらえるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、連絡はオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）の自動送信メールによって行われます。</li> <li>・至急の対応が必要な場合などは電話でご連絡することがあります。</li> </ul>
5	<p>納税証明書とはなにか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税、県民税、森林環境税を納めていることを証明する書類で居住地の自治体が発行します。</li> <li>・税が未納状態である場合は補助対象外となるため、納税を証明する書類（納税証明書）が必要です。</li> <li>・似たものに課税額証明書がありますが、これは課税額がいくらなのかを証明するものであり、納税を証明する書類ではありません。</li> <li>・納税証明書は、新年度証明書の発行開始は5月以降となることが多いため、発行開始までに申請をする場合は前年度証明書により手続きが可能です。</li> </ul>
6	<p>補助対象設備等に関する費用を補助金算定表に入力するが、値引きはどのように対応するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象設備に関する値引きが発生している場合は必ず入力してください。</li> <li>・入力する場合は、費用名称に値引きであることを入力し、金額は「-」（マイナス）の値で入力してください。</li> </ul>
7	<p>自宅兼事務所で電気メーターが分かれていない場合、補助の対象となるか。</p>	<p>発電した電力を自宅専有スペースに供給する設備で、そのことを証することができれば補助対象となります。ご質問のケースでは、電気メーターが分かれておらず、一体的に供給されているものと思われるため、補助対象外となります。手続き時には、電気メーターが分かれていることを確認するため、自宅と事務所それぞれで電力に関する契約を交わしていることがわかる資料（利用明細など）をご提出いただくこととなります。</p>
8	<p>二世帯住宅でそれぞれの世帯で設備を設置する予定だが、それぞれで申請できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の専有部で使用する設備が補助対象です。</li> <li>・それぞれの世帯に設備を設置して補助金を受けようとする場合は、太陽光発電設備に関する電力会社等との契約が世帯ごとに分かれている場合には、それぞれ申請することができます。</li> </ul>

(3) 設置完了届について

No.	質問	回答
1	領収書の写しはどのようなものを提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者宛てに発行された領収書をご準備ください。</li> <li>・連名の場合は申請者が支払った費用がわかるよう明示してください。</li> <li>・補助金算定表には領収書の内訳額を入力して提出してください。</li> <li>・この算定表への入力には領収書の内訳額となるため入力額の合計と領収書の額が必ず一致するように作業をしてください。</li> </ul>
2	接続契約を申し込んでいることが確認できる書類のコピーなどが期限内に間に合わない場合、後日提出でも構わないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限内に提出ができない場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。</li> </ul>

## 12. 問い合わせ先

(1) 補助金申請手続き（制度内容や必要書類等）に関すること

電話番号：044-200-2178

受付日時：月曜日～金曜日（祝日は除く）

午前 9時～11時45分

午後 1時～4時45分

※オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）の操作方法に関することは下記オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）利用マニュアルをご確認ください。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

(2) 太陽光発電設備普及事業者登録制度に関すること

下記「かわさき太陽光広場」のページ下部「事業者お問い合わせ」フォームからお問い合わせください。

URL：<https://kawasaki-taiyoukou.jp/>

(3) 担当部署

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎20階）

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2178 FAX：044-200-3921

E-mail：[30taisetsu@city.kawasaki.jp](mailto:30taisetsu@city.kawasaki.jp)